



発行 新潟県

第16号

令和6年3月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 184 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 185 救急病院等の申出撤回（地域医療政策課）
- 186 救急病院等の申出撤回（地域医療政策課）
- 187 保安林の指定予定（治山課）
- 188 保安林の指定予定（治山課）
- 189 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 190 公共測量の終了通知（監理課）
- 191 公共測量の終了通知（監理課）
- 192 公共測量の実施通知（監理課）
- 193 公共測量の終了通知（監理課）
- 194 基本測量の実施通知（監理課）
- 195 公共測量の終了通知（監理課）
- 196 公共測量の終了通知（監理課）
- 197 公共測量の終了通知（監理課）
- 198 公共測量の実施通知（監理課）
- 199 公共測量の実施通知（監理課）
- 200 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 201 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 202 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 203 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 204 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 205 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 206 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 207 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 208 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 209 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 210 都市計画の変更（都市政策課）
- 211 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 212 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

公 告

- 令和6年度前期技能検定の実施（雇用能力開発課）
- 令和6年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の実施（雇用能力開発課）
- 令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）

人事委員会公告

- 令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：先行実施枠）の実施（人事委員会事務局総務課）
- 令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）
- 令和6年度新潟県警察官A（大学卒業）・B（大学卒業以外）採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

教育委員会告示

- 1 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第184号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県央基幹病院
- 2 所 在 地 三条市上須頃5001番地1
- 3 有効期間 令和6年3月1日から
令和9年2月28日まで

◎新潟県告示第185号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称及び所在地
県立燕労災病院
燕市佐渡633番地
- 2 申出の撤回年月日
令和6年2月29日

◎新潟県告示第186号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称及び所在地
三条総合病院
三条市塚野目5丁目1番62号
- 2 申出の撤回年月日
令和6年2月29日

◎新潟県告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市山谷字山入569の1、570の1、571から573まで、573の子、574、574の子、575、576、577の1、578の1、578の5、1369の5、1370、1426、1426の子、1427、1427の子、1427の丑、1428、1429、1429の子、字細越1375の1、1375の2、1376、1376の1、1377から1387まで、1388の1、1389から1391まで、1392の1、1392の2、1393の1、1393の2、1394から1406まで、1407の1、1407の2、1408の1、1408の2、1409の2、1410から1416まで、1416の1、1416の2、1417から1420まで、1420の子、1422の1から1422の3まで、1422の子、1423、1424の1、1424の2、1424の乙
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和6年3月1日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県妙高市大字大鹿字松原2791の7、2791の8
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので令和6年3月4日から令和6年4月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月1日

新潟県南魚沼地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地区名 | 事業名 | 新規変更の別 | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 | 根拠条文 |
|------------------|--------------|--------|--------|------------------------|--------|------|
| 南魚沼市 南魚沼土地改良区 | 南魚沼 土地改良区 | 維持管理事業 | 変更 | 土地改良事業 変更計画書の 写し | 南魚沼市役所 | 第48条 |

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する

決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第190号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和5年7月31日から令和6年1月25日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市、妙高市

◎新潟県告示第191号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 ほ場整備(経営体育成基盤整備事業 広島地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 新潟県妙高市大字広島ほか 地内

◎新潟県告示第192号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和6年1月5日から令和6年8月30日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市、上越市

◎新潟県告示第193号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(国有地境界確定用地測量(その2))
- 2 作業期間 令和5年11月28日から令和6年2月9日まで
- 3 作業地域 新発田市小戸地内

◎新潟県告示第194号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
 - 2 作業期間 令和6年3月1日から令和7年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、弥彦村、出雲崎町、刈羽村
-

◎新潟県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（R5 朝日温海道路用地調査等業務（北黒川地区掘削土仮置き場））
- 2 作業期間 令和5年9月27日から令和6年2月15日まで
- 3 作業地域 村上市北黒川 地内

◎新潟県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域農業農村総合整備事業 栗山地区 用地測量 その1）
- 2 作業期間 令和5年8月2日から令和6年1月26日まで
- 3 作業地域 小千谷市真人町 地内

◎新潟県告示第197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営地すべり対策事業 牧（川井沢）地区用地測量）
- 2 作業期間 令和5年11月20日から令和5年12月31日まで
- 3 作業地域 上越市牧区川井沢 地内

◎新潟県告示第198号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級水準測量、数値図化）
- 2 作業期間 令和6年2月26日から令和6年8月31日まで
- 3 作業地域 新発田市弓越、北蒲原郡聖籠町大字三賀地内 他

◎新潟県告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化）
- 2 作業期間 令和6年1月5日から令和6年8月31日まで
- 3 作業地域 新発田市本田地内 他【豊浦工区】
新発田市吉浦地内 他【中浦第1工区】

◎新潟県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成20年5月30日新潟県告示第1052号）を次のとおり解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 馬取沢地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成20年5月30日新潟県告示第1052号）を次のとおり解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 下宮沢地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成30年12月21日新潟県告示第1354号）を次のとおり解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------|---------------------|
| 津川10区、11区地区 | 東蒲原郡阿賀町津川 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成20年5月30日新潟県告示第1052号）を次のとおり解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|-----------|---------|---------------------|
| 水上沢(荒沢)地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年5月30日新潟県告示第1053号）の指定を解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|--|---------------------|
| 馬取沢地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年5月30日新潟県告示第1053号）の指定を解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|--|---------------------|
| 下宮沢地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成30年12月21日新潟県告示第1355号）の指定を解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|--|---------------------|
| 津川10区、11区地区 | 東蒲原郡阿賀町津川 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年5月30日新潟県告示第1053号）の指定を解除する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| | | | |
|-----------|-----------|--|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 水上沢(荒沢)地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| | | | |
|-------------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 馬取沢地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下宮沢地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実丁 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 津川10区、11区地区 | 東蒲原郡阿賀町津川 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上沢(荒沢)地区 | 東蒲原郡阿賀町豊実丁 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

| | | | |
|-------------|-----------|--|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 津川10区、11区地区 | 東蒲原郡阿賀町津川 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年3月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 妙高都市計画道路
- 2 名称 3・4・2号 石塚町学校町線

◎新潟県告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
新発田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 月岡特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57年11月30日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 加茂都市計画下水道
名称 加茂市公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

公 告

令和6年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施する検定職種
 - (1) 1級及び2級
園芸装飾、造園、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、切削工具研削（超硬刃物研磨に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、

限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械検査(学科に係るものに限る。)、電子機器組立て、シーケンス制御(学科に係るものに限る。)、建築大工(学科に係るものに限る。)、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの(単一等級)

路面標示施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級、2級及び単一等級

| 検定職種 | 受検手数料 | |
|---|---------|---------|
| | 一般 | 在校生 |
| 園芸装飾、造園、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、フラワー装飾、路面標示施工 | 18,200円 | 12,100円 |

(イ) 3級

| 検定職種 | 受検手数料 | | | | |
|---|---------|----------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| | 23歳以上 | 23歳以上 (在校生) | 23歳未満 (雇用保険 未加入者) | 23歳未満 (雇用保険 被保険者) | 23歳未満 (在校生) |
| 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾 | 18,200円 | 12,100円 | 13,700円 | 9,200円 | 7,600円 |

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「23歳未満」とは、令和6年4月1日現在において23歳に達していない者(出入国管理及

び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 (イ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

イ 実施期日

令和6年6月6日（木）から令和6年9月8日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和6年5月30日（木）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

| 検定職種 | 実施期日 |
|--|--------------|
| 3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾 | 令和6年7月14日（日） |
| 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装 | 令和6年8月18日（日） |
| 1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作 | 令和6年8月25日（日） |
| 1級及び2級 園芸装飾、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工 | 令和6年9月1日（日） |

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和6年4月3日(水)から令和6年4月16日(火)まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の受検手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

3級に係るものについては令和6年8月30日(金)に、その他の等級に係るものについては令和6年10月4日(金)に、新潟県ホームページで技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話:025-283-2155)又は新潟県産業労働部雇用能力開発課(電話:025-280-5263)へ問い合わせること。

令和6年度技能検定(随時2級、随時3級、基礎級)の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 等級別実施職種

(1) 随時2級

さく井(パーカッション式さく井工事に係るものに限る。)、 casting、鍛造(プレス型鍛造に係るものに限る。)、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、染色(糸浸染に係るものに限る。)、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、配管(プラント配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

(2) 随時3級

さく井、 casting、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト(コールドチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造(靴下製造に係るものに限る。)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。)、印刷、製本、プラスチック

ク成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

18,200円

イ 実施期日

実技試験は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 手数料

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ 随時2級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る随時3級の実技試験及び基礎級又は職業能力

開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

ウ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

エ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

オ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したのものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

本公告の随時2級、随時3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

令和6年7月7日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士

令和6年7月28日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和6年9月15日（日）

午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

令和6年10月13日（日）

午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士
朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号
長岡商工会議所 長岡市表町3丁目1番8号 リナシエビル3

イ 木造建築士
朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士
新潟工科専門学校 新潟市中央区長潟2丁目1番4号
長岡商工会議所 長岡市表町3丁目1番8号 リナシエビル3

イ 木造建築士
朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受付期間

令和6年4月1日(月) 午前10時から令和6年4月15日(月) 午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請

令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

5 合格者の発表

令和6年12月5日(木)頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、令和6年8月26日(月)頃に発表する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) この試験に関する問合せは、以下にすること。

郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階
公益社団法人新潟県建築士会(電話025-378-5666)

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度：先行実施枠)の実施について(公告)

次のとおり新潟県職員採用試験(大学卒業程度：先行実施枠)を行う。

令和6年3月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験職種 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|--|
| 一般行政 | 15人程度 | 知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。 |

| | | |
|------|-------|--|
| 総合土木 | 15人程度 | 知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。 |
| 林業 | 5人程度 | 知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。 |
| 農業 | 5人程度 | 知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。 |
| 電気 | 2人程度 | 知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。 |

○採用予定人員については、変更になることがある。

○受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3（能力検査のみ）を行う。

また、第2次試験の参考とするため、適性検査を行うとともに、一般行政においては自己PRシート、一般行政以外の職種においては専門性確認シートを提出させる。

(2) 試験日及び試験場

| 試験日 | 受付時間 | 試験場 |
|--------------|-----------------|---|
| 令和6年4月21日（日） | 午前9時から午前9時30分まで | 新潟会場 新潟県立大学（予定） （新潟市東区海老ヶ瀬471） |
| | | 東京会場 明治大学 和泉キャンパス（予定） （東京都杉並区永福1-9-1） |

(3) 発表

令和6年5月9日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

面接試験（集団討論面接及び個別面接（2回））を行う。

(2) 試験日及び試験場

| 試験日 | 試験場 |
|---|-----------------------------|
| 5月22日（水）から6月5日（水）（予定）のうち 第1次試験合格者発表時に指定する日 | 新潟県庁（予定） （新潟市中央区新光町4番地1） |

(3) 発表

令和6年6月13日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を

通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、不合格となる。

| 区分 | 種目 | 配点 | 基準 |
|-------|---------|------|-----------------|
| 第1次試験 | S P I 3 | 100点 | 受験者全体の成績状況により決定 |
| 第2次試験 | 面接試験 | 130点 | 50点以上 |

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者から各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

(2) 採用は、原則として令和7年4月1日である。欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、一般行政及び農業は原則として1年間である。総合土木、林業、電気は原則として3年間である。

7 給与

令和6年度新規学校卒業者の初任給は、205,436円(地域手当を含む。)となる。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。(なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、3月18日(月)午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係(025-280-5538)まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・ 電子申請により、令和6年3月1日(金)から4月1日(月)まで受け付ける。
- ・ 電子申請の場合、4月1日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

令和6年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について(公告)

次のとおり新潟県職員採用試験(大学卒業程度)を行う。

令和6年3月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験職種 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|--|
| 病院経営 | 4人程度 | 病院局の本庁や各県立病院等で、病院経営に関する企画立案や予算・経理等の業務に従事します。 |

○採用予定人員については、変更になることがある。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの人(新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。)

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3（能力検査のみ）を行う。
 また、第2次試験の参考とするため、適性検査を行うとともに、アピールシートを提出させる。

(2) 試験日及び試験場

| 試験日 | 受付時間 | 試験場 |
|--------------|-----------------|-----------------------------|
| 令和6年4月21日（日） | 午前9時から午前9時30分まで | 新潟県庁（予定） （新潟市中央区新光町4番地1） |

(3) 発表

令和6年5月9日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載する。
 併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

面接試験（集団討論面接及び個別面接（2回））を行う。

(2) 試験日及び試験場

| 試験日 | 試験場 |
|---|-----------------------------|
| 5月22日（水）から6月5日（水）（予定）のうち 第1次試験合格者発表時に指定する日 | 新潟県庁（予定） （新潟市中央区新光町4番地1） |

(3) 発表

令和6年6月13日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。
 第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、不合格となる。

| 区分 | 種目 | 配点 | 基準 |
|-------|---------|------|-----------------|
| 第1次試験 | S P I 3 | 100点 | 受験者全体の成績状況により決定 |
| 第2次試験 | 面接試験 | 130点 | 50点以上 |

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、各任命権者から各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 採用は、原則として令和7年4月1日である。欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和6年度新規学校卒業者の初任給は、205,436円（地域手当を含む。）となる。
 なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、県立病院等で配布するほか、新潟県病院局職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/byoinsomu/saiyou.html>）からダウンロードすることができる。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県病院局職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/byoinsomu/saiyou.html>）から電子申請で申し込むこと。（なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる

事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、3月22日(金)午後5時15分までに新潟県病院局総務課人材確保育成班(025-280-5561)まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・ 電子申請により、令和6年3月1日(金)から4月5日(金)まで受け付ける。
- ・ 電子申請の場合、4月5日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

令和6年度新潟県警察官A(大学卒業者)採用試験(令和7年4月採用)及び新潟県警察官B(大学卒業者以外)採用試験(令和6年10月採用)の実施について(公告)

次のとおり新潟県警察官(巡査)の採用試験を行う。

令和6年3月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

| 試験職種 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|--------|--------|---|
| 男性警察官A | 44人程度 | 平成元年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人 |
| 女性警察官A | 10人程度 | |
| 男性警察官B | 22人程度 | 平成2年10月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、令和6年10月1日から勤務可能な人 ただし、次のいずれかに該当する人は除く。 ア 第1次試験受験時、学校教育法による高等学校に在学中の人 イ 警察官Aの受験資格に該当する人 |

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

| 区分 | 日時 | 試験会場 |
|-------|---|---------------------------------|
| 第1次試験 | 令和6年5月12日 受付時間 午前8時30分から午前9時30分まで | 新潟市内 試験会場は受験票に記載して通知する。 |
| 第2次試験 | 令和6年6月2日(予定)及び6月17日から7月10日(予定)までのうち指定する日時 | 新潟市内 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。 |

5 試験の方法

(1) 第1次試験

| 試験種目 | 内容 |
|-------|---|
| 教養試験 | 一般的な知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による筆記試験を行う。 |
| 論作文試験 | 課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。第2次試験として評価する。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。 |

| | |
|-----------|---|
| 適性検査 | 職務遂行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。 |
| (2) 第2次試験 | |
| 試験種目 | 内容 |
| 体力検査Ⅰ | 職務に必要な体力を有するかどうかを検査(腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び)する。 |
| 体力検査Ⅱ | 職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。 |
| 面接試験 | 積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。 |
| 身体検査 | 通常の職務遂行に支障を来すおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。 |

○身体基準

| | |
|-----|----------------------------------|
| 項目 | 基準(男女共通) |
| 視力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 |
| 色覚 | 職務遂行上支障がないこと。 |
| 聴力 | 職務遂行上支障がないこと。 |
| 関節等 | 職務遂行上支障がないこと。 |

(3) その他

受験資格の有無、受験申込内容の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

| 区分 | 種目 | 配点 | 基準 | |
|---|--------------|-------------------------|------------------------------------|-----|
| 第1次試験 | 教養試験 | 警察官A | 正答率3割5分以上 ※基準は目安であり、引き下げる場合がある。 | |
| | | 警察官B | | 45点 |
| 第2次試験 | 面接試験 | 130点 | 50点以上 | |
| | 論作文試験 | 30点 | 12点以上 | |
| | 体力検査Ⅰ | 腕立て伏せ 反復横跳び 立ち幅跳び | 適否 | 10点 |
| | | | | 10点 |
| | | | | 10点 |
| 3種目の合計得点が15点以上 ※1種目でも0点があった場合、合計得点に関わらず不合格となる。 | | | | |
| 体力検査Ⅱ | 20メートルシャトルラン | 適否 | 男性32回以上 女性19回以上 | |
| 身体検査 | | 基準内 | 身体基準のとおり | |

○体力検査Ⅰの点数の目安

| 検査種目 | 記録 | | 点数 |
|-------|-------|-------|----|
| | 男性 | 女性 | |
| 腕立て伏せ | 15回 | 5回 | 5点 |
| 反復横跳び | 41回 | 36回 | 5点 |
| 立ち幅跳び | 195cm | 143cm | 5点 |

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰ・体力検査Ⅱの記録は、第2次試験における面接試験の参考としても利用する。

7 合格者の発表

| 区分 | 日時 | 方法 |
|----------|-------------------|--|
| 第1次試験合格者 | 令和6年5月23日午後1時(予定) | 新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に郵送で通知する。 |
| 最終合格者 | 令和6年8月中旬(予定) | 新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に郵送で通知する。 |

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

- (2) 令和7年3月31日までに大学等を卒業する見込みで受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、男性警察官Bは令和6年10月1日、警察官Aは、原則として令和7年4月1日である。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、警察学校へ初任科生として入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与・待遇等

- (1) 採用後の給料は、令和5年4月1日現在の採用者を例にとると、警察官A採用者で237,200円、警察官B採用者で202,100円（地域手当を含む。）である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、期末手当、勤勉手当及び一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

原則として、新潟県警察ホームページから電子申請で申し込むこと。（申請に当たっては、警察官採用案内ページに掲載されている「電子申請入力例」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、県警本部採用係（025-280-0334）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・ 電子申請により、令和6年3月1日から4月12日まで受け付ける。
- ・ 電子申請の場合、4月12日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成・決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 身体検査の実施

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第1号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年3月新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月1日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|----------------|------|------|-----|-----|------------|------|------|------|---------|----------------|------|-----|-----|------------|------|------|------|----|--|
| 別表第3 県立特別支援学校 | | | | | | | | | | 別表第3 県立特別支援学校 | | | | | | | | | |
| 県立学校の名称 | | 位置 | 部 | 課程等 | 学科 (学級) | 収容定員 | | | 県立学校の名称 | | 位置 | 部 | 課程等 | 学科 (学級) | 収容定員 | | | | |
| 本校名 | 分校名等 | | | | | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 本校名 | 分校名等 | | | | | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | | |
| 新潟県立新潟よつば学園 | 視覚障害 | 新潟市 | (略) | | | | | | | 新潟県立新潟よつば学園 | 視覚障害 | 新潟市 | (略) | | | | | | |
| | 聴覚障害 | 新潟市 | (略) | | | | | | | | 聴覚障害 | 新潟市 | (略) | | | | | | |
| | 知的障害 | 新潟市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | 30 | 30 | 30 | 知的障害 | | 新潟市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | 30 | 30 | 20 | | |
| (略) | | | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | |
| 新潟県立西蒲高等特別支援学校 | | 新潟市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (略) | | | | 新潟県立西蒲高等特別支援学校 | 新潟市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (略) | | | | |
| | | | | | (普通) | 40 | 40 | 30 | (普通) | | | | | 40 | 30 | 40 | | | |
| | | | | | (略) | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 新潟県立川西高等特別支援学校 | | 十日町市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | 20 | 30 | 新潟県立川西高等特別支援学校 | 十日町市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | 30 | 30 | |
| | | | | | (略) | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | | | (略) | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | |
| 新潟県立村上特別支援学校 | | 村上市 | (略) | | | | | | | 新潟県立村上特別支援学校 | 村上市 | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 10 | 20 | 20 | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | 20 | 20 | |
| | | | (略) | | | | (略) | | | | | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|------|------|-----|----|------|----|----|----|----|
| 新潟県立新発田竹俣特別支援学校 | | 新発田市 | (略) | | | | | 30 | 20 | 30 |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| いじみの分校 | | 新発田市 | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 新潟県立駒林特別支援学校 | | 阿賀野市 | (略) | | | | | 10 | 20 | 20 |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 新潟県立月ヶ岡特別支援学校 | | 三条市 | (略) | | | | | 20 | 20 | 30 |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (略) | | | | |
| | | | (普通) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 見附分校 | | 見附市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | 20 | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 新潟県立小出特別支援学校 | | 魚沼市 | (略) | | | | | 10 | 20 | 10 |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 柏崎市 | | 柏崎市 | (略) | | | | | 20 | 30 | 30 |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 新潟県立高田特別支 | | 上越市 | (略) | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|------|------|-----|----|------|----|----|----|----|
| 新潟県立新発田竹俣特別支援学校 | | 新発田市 | (略) | | | | | 20 | 30 | 30 |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| いじみの分校 | | 新発田市 | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 新潟県立駒林特別支援学校 | | 阿賀野市 | (略) | | | | | 20 | 20 | 20 |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 新潟県立月ヶ岡特別支援学校 | | 三条市 | (略) | | | | | 20 | 30 | 20 |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (略) | | | | |
| | | | (普通) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 見附分校 | | 見附市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 新潟県立小出特別支援学校 | | 魚沼市 | (略) | | | | | 20 | 10 | 20 |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| 柏崎市 | | 柏崎市 | (略) | | | | | 30 | 30 | 10 |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 新潟県立高田特別支 | | 上越市 | (略) | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|-----|------|------|-----|------|-----|------|----|----|----|--|--|
| 援学校 | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | 白嶺分校 | 糸魚川市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | 10 | 20 | | |
| | | | | | | | (略) | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立佐渡特別支援学校 | | 佐渡市 | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 20 | 10 | 20 | | | | |
| | | | | | (略) | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立吉田特別支援学校 | | 燕市 | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 8 | 8 | 8 | | | | |
| | | | | | (略) | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|-----|------|------|-----|------|-----|------|----|----|----|--|--|
| 援学校 | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | 白嶺分校 | 糸魚川市 | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 10 | 20 | 10 | | |
| | | | | | | | (略) | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立佐渡特別支援学校 | | 佐渡市 | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 10 | 20 | 10 | | | | |
| | | | | | (略) | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立吉田特別支援学校 | | 燕市 | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | (略) | | | | | | | | | | |
| | | | 高等部 | 全日制 | 普通 | (普通) | 8 | 8 | 16 | | | | |
| | | | | | (略) | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | |